

くらしき 農業委員会 だより

第 1 7 号

平成 17 年 2 月

発行 倉敷市農業委員会
編集 倉敷市農業委員会事務局
☎ (086) 426-3895

ホームページアドレス <http://www.city.kurashiki.okayama.jp/nogyo/index.html>



▲ふれあい朝市（市内玉島）おなじみさん 買物風景 4 頁に記事

主な記事

	頁
・農地の標準小作料が改訂されました.....	2
・農業委員の改選が近づく.....	2
・農業所得の申告は収支決算で.....	2
・気をつけよう納税猶予農地！～農業していますか？.....	3
・なくそう農地の無断転用！.....	3
・地目変更登記はお済みですか？.....	3
・もみ殻や稻わらの野焼きについて（お願い）.....	3
・表紙の写真の紹介.....	4
・農地の移動状況.....	4
・お知らせ.....	4
・編集後記.....	4

農地の標準小作料が改訂されました

農地の区分		小作料の標準額 (10アール当たり)
田畠の別	地区名	
田の部	旧 茶屋町	20,700円
	旧 庄 村	19,700円
	旧 倉敷市	19,000円
	旧 児島市	18,100円
	旧 玉島市	18,000円
畠の部	倉敷市全域	7,300円

※ 田は水稻単作、畠は一般普通畠が対象です。

平成17年1月5日 告示

農業委員会では三年に一回、標準小作料の見直しをしています。平成十六年度がこの見直しの年に当たり、このたび左の表のとおり標準小作料を改訂しました。

農地法における賃貸借や、農地利用集積事業の利用権設定における小作料は、貸し手と借り手が話し合いにより決めるのが原則ですが、標準小作料は、小作料を決める上での目安として活用して下さい。

なお、今回的小作料は平成十七年四月一日から適用となります。

午前8時30分から 午後5時まで	倉敷市選挙管理委員会事務局が立候補受付場所です。 ○投票日 平成十七年四月十七日 (日曜日)	午前7時から 午後6時まで	投票のできる人は、平成十七年三月三十一日確定の農業委員会選挙人名簿に名前がのっている人です。 なお、くわしくは 倉敷市選挙管理委員会事務局 電話 426-13875 へお問い合わせください。



(問合せ先)
倉敷税務署
☎ 422-1201
児島税務署
☎ 472-2630
玉島税務署
☎ 522-3121
倉敷市役所市民税課
☎ 426-3181

農業委員の改選が近づく

農業所得の申告は 収支計算で!

選挙によって選ばれた農業委員の任期が、平成十七年四月二十一日で満了します。

農業委員会委員の一般選挙が次のとおり行われます。
○立候補届出期日
平成十七年四月十日

■農業所得標準の廃止
確定申告は、一年間の所得金額を自分自身で計算して、申告する制度です。

これまで、農業所得の計算に当たりまして、水稻農家の多くの方が農業所得標準(目安)に基づいて計算されていました。

しかし、水稻農家の皆様も、事業をされている方と同様に「収入金額」から「必要経費」を差し引いて所得計算をする「収支計算」により、申告されることが原則です。

収支計算を行うためには、記帳や取引の記録を保存することが必要となります。記帳は税金の申告のためだけなく、ご自分の経営の実態を把握する上でも大切なことです。

○ 収支計算とは

収支計算とは、1年間(1月から12月)の実際の収入金額から必要経費を差し引いて、農業所得の金額を計算するものです。

収支計算を行うことにより、農家の方々の個別の実情を申告に反映させることができます。

$$\text{収入金額(実額)} - \text{必要経費(実額)} = \text{農業所得の金額}$$

○ 収支計算のための記帳及び書類の保存

収支計算をするためには、農業に関する取引を記帳するとともに、収入金額や必要経費に関する証明書、領収書等の書類を保存する必要があります。

全国農業新聞の購読申込は農業委員会または地区農業委員へ

気をつけよう

納税猶予農地！

「農業していますか？」

相続税や贈与税の納税猶予を受けた農地については、原則として、相続税は、税申告書提出期限から二十年間、贈与税は贈与者が死亡するまで農業経営を続けていかなければなりません。

「ちょっと人に貸している。」「ちょっとだから農地転用してもいいだろう。」などと簡単に考えるのは大変危険です。納税猶予農地を農業経営していない場合は、過去にさかのぼって相続（贈与）税と利子税を納めなければなりません。

また、農業をしていないとされた面積が納税猶予農地の二割を越えると、猶予が打ち切りになります。相続後に地価が著しく下落している場合などは、びっくりするような税額になりますので、納税猶予農地を自らが農業経営できなくなるおそれがある場合は、税務署および農業委員会に事前にご相談ください。早め早めが大事です！



なくそなう農地の無断転用！

A Q & A 農地の転用には許可！

A Q & A 農地の転用とはどんなこと？

A 簡単にいえば農地を農地以外のものにすることです。たとえば、農地を住宅、駐車場、病院などの施設用地、道路、資材置場などの他の用途に転換するような行為が該当します。

A Q 地法の許可が必要なの？

A 農地は国民の食料を生産する基盤であり、かけがえのないものです。したがって、優良な農地は大切に守つていかなければなりません。

このため、農地の転用には農地法により一定の規制がかけられているのです。

A Q 農地を転用したい時にはどんな手続きが必要なの？

A 市街化区域内の農地は、あらかじめ農業委員会への届出をすれば転用ができます。

A Q & A 市街化区域外の農地は転用許可が必要です。許可権者は、転用面積が四ha以下の場合県知事、四haを超える場合には農林水産大臣です。

A Q & A 農業振興地域内の農用地区域内にある農地は原則として転用は許可できません。やむを得ず転用しようとするときには、農用地区域からの除外手続き後、農地法の転用許可が必要です。

A Q & A 転用許可を受けずに農地を転用してしまった場合は？

A 転用許可を受けずに農地を転用（いわゆる無断転用）すると農地法違反となります。

県知事は、無断転用者は工事等を中止するよう、あるいはもとの農地に復元するよう命ずることができます。

また、無断転用者には三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金という罰則の規定もあります。

地目変更登記はお済みですか？

過去に、農地転用の許可を受けたり、届出の手続きを済ませた方は、法務局で地目変更登記をして下さい。

許可を受けたり、届出を済ませた土地で、すでに目的どおりの転用が完了しているにもかかわらず、登記地目が農地のままになっている土地が多く見受けられます。

つまり、野焼きの煙などに関する問題が発生する可能性があります。

つきましては、今一度、燃

り、野焼きの煙などに関する問題が発生する可能性があります。

つきましては、今一度、燃

もみ殼や稻わらの野焼きについては、法律上の規制は特にありませんが、最近、農地に隣接した住宅地も増えており、野焼きの煙などに関する問題が発生する可能性があります。

つきましては、今一度、燃

やす場所や風向きをご確認のうえ、なるべく住宅地の方へ移動するようになりました。

苦情が市の方へ多数寄せられるようになりました。

つきましては、今一度、燃や灰が飛ばないようご配慮上げます。

（問合せ先）

倉敷市役所農林水産課
☎ 086-426-3425

（連絡先）
岡山地方法務局倉敷支局
倉敷市幸町3番46号
☎ 086-422-1260

表紙の写真の紹介

倉敷市玉島支所の向かい、旧2号線をはさんだJA岡山西の敷地内にある最近話題の「JA岡山西玉島支店」ふれあい朝市「おなじみさん」を訪問しました。日平均来店者約三百二十人年間売上約八千六百万円という結構ヒックな朝市です。

朝八時までにはつぎつぎ搬入される野菜、果物、花、手作り加工品（竹細工、お飾りなど）がずらりと並びます。十時からもう一度搬入があるので、「レジを二つに増やし、以前のような混雑はなくなり、『たいへん買いややすくなつた』と好評だ。」と、おっしゃる事務局長の木村さん。地元農家の方が直接持ち込まれるので「新鮮で安く安全だ」がキヤツチフレーズだそうです。

野菜類は有機無農薬で県の認証も受けているということでした。

「もうわざわざ遠くの方まで買いに出かけなくても良くなつた。ありがたい」と主婦の方のお話。

朝早くからのお客さんも切れる様子もなく、お店の人たちも忙しそうに働いておられました。



▲たくさんの新鮮な野菜類

くらしき農業委員会だより

この朝市は、高齢化していく農業への活性化対策として、地産地消運動を推進しているJA理事や農業委員の協力で平成十三年四月三日に開所しました。

一年目の売上が約二千四百円、二年目が約五千三百万円、昨年が八千六百万円と毎年飛躍的に伸びています。

現在会員は百四十三人で、毎日七十～八十人の人がさきほどの品物を搬入しています。加工品や女性陣の作る良寬おこわなどは非常に人気があるそうです。

この「おなじみさん」はもちろん直売ですが、残高引取方式という委託販売の形を採用しているそうです。今後の発展が期待されます。

Q 「おなじみさん」の名の由来は？

A 生産者とお客様、理事の方などが話し合い、人と人、心と心のふれあう場という意味でつけられたそうです。

全国農業新聞

購読料一ヶ月六〇〇円 週一回（金曜日）発行



晴れの国おかやま国体
第60回国民体育大会
輝いて！おかやま大会
第5回全国障害者スポーツ大会

種別 年次	第3条 (農地の権利移動)		第4条 (自分の農地の転用)		第5条 (農地の権利移動と転用)		第20条 (小作の解約)	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
12	276	2,991	302	1,719	585	2,802	57	523
13	239	2,520	272	1,585	577	2,950	68	670
14	207	2,287	244	1,228	645	2,963	69	645
15	248	2,829	276	1,526	709	3,395	77	860
16	217	2,490	294	1,581	768	3,691	76	754

農地の移動状況

農業委員会事務局の電話は左記のとおりです。
本庁 高層棟6階
児島支所 4階 児島駐在
玉島支所 2階 玉島駐在
茶屋町支所 産業建設係
水島支所 428-0001
庄支所 462-1212

《お知らせ》

「くらしき農業委員会だより」第十七号をお届けします。昨年は、台風や地震による災害が続き、各地に大きな被害をもたらしました。まさに自然災害の恐ろしさを目あたりにしたところです。今こそ、災害に対する備えをしっかりとるべき時ではあります。

二〇〇五年は災いを福に轉じるよう念願します。

なお、本紙の印刷は、身体障害者授産施設の「くれたけ荘」へお願ひして発行しました。（事務局 鎌田）

【編集後記】

「くらしき農業委員会だより」第十七号をお届けします。昨年は、台風や地震による災害が続き、各地に大きな被害をもたらしました。まさに自然災害の恐ろしさを目の大にしました。なお、本紙の印刷は、身体障害者授産施設の「くれたけ荘」へお願ひして発行しました。（事務局 鎌田）